

令和7年度  
第2回福島県森林審議会議事録

日時:令和7年10月17日(金)

場所:県庁 本庁舎5階 正庁

福島県農林水産部

森林計画課



## 令和7年度第2回福島県森林審議会議事録

1 日 時 令和7年10月17日(金) 13時30分～15時00分

2 場 所 福島市 (県庁 本庁舎5階 正庁)

3 出席者

(委 員)

五十嵐乃里枝委員、古関恵子委員、白岩和子委員、  
鈴木清延委員、関奈央子委員、高木鉄哉委員  
田子英司委員、豊田新一委員、藤野正也委員

(以上9名)

(福島県)

農林水産部長、農林水産部次長(森林林業担当)、農林総務課長、農林企画課長、  
森林計画課長、森林整備課長、林業振興課長、森林保全課長、  
県北農林事務所森林林業部長、県中農林事務所森林林業部長、  
県南農林事務所森林林業部長、会津農林事務所森林林業部長、  
南会津農林事務所森林林業部長、相双農林事務所森林林業部長、  
いわき農林事務所森林林業部長、林業研究センター所長

(以上16名)

4 議 事

(1) 【議案第1号】

福島県農林水産業振興計画の進行管理について

(2) 【議案第2号】

福島県農林水産業振興計画の見直しについて

(3) 【議案第3号】

福島県農林水産業振興計画に係る今後の流れについて

(4) 【議案第4号】

森林保全部会の報告について

5 その他

(1) 連絡事項

6 発言者名、発言者ごとの発言内容

以下のとおり

<p>司会 森林計画課総括主幹 (野崎総括主幹)</p>	<p>本日は大変お忙しい中、福島県森林審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。私は本日の進行役を務めさせていただきます森林計画課総括主幹の野崎といたします。どうぞよろしくお願いたします。</p>
<p>会長あいさつ (藤野会長)</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただいまより、福島県森林審議会を開催いたします。初めに、藤野会長より御挨拶をお願いいたします。</p>
<p>委員の皆様におかれましては、お忙しい中、令和7年度第2回福島県森林審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。</p>	<p>さて、当審議会は、7月30日に知事より「福島県農林水産業振興計画の見直しについて」諮問を受け、委員の皆様には、事前に御意見をいただいているところですが、本日は、これらを踏まえて審議を進めたいと考えています。</p> <p>また、「福島県農林水産業振興計画」の進行管理についても報告がありますので、皆様の忌憚のない御意見をいただければと思います。</p> <p>本日は、どうぞよろしくお願いたします。</p>
<p>司会 森林計画課総括主幹 (野崎総括主幹)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、農林水産部長から挨拶を申し上げます。</p>
<p>農林水産部長あいさつ 農林水産部長 (沖野部長)</p>	<p>皆さんこんにちは。農林水産部長の沖野と申します。</p> <p>福島県森林審議会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。</p> <p>日頃より本県の森林・林業行政の推進に、多大な御支援・御協力を頂いておりますことに、心から感謝申し上げます。</p> <p>さて、東日本大震災から14年余りが経過する中、震災後大きく落ち込んだ林業産出額が令和4年には、初めて震災前を上回る水準まで回復したとともに、令和4年度の林業アカデミーふくしま開講以降、新規林業就業者数は100名を超え続けるなど、多くの方々の懸命な努力により、本県林業の復興・再生は着実に進んでおります。</p>

司会  
森林計画課総括主幹  
(野崎総括主幹)

本県の森林林業を取り巻く状況として、令和6年10月に施行された「福島県2050年カーボンニュートラル実現に向けた気候変動対策の推進に向けた条例」により、森林の二酸化炭素吸収源の役割がますます重要となり、一層の森林整備への取組が必要になってきています。

また、令和7年6月には「第2期復興創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針」の閣議決定により、帰還困難区域の森林整備の再開に向けた方針が示され、復興への取組をさらに加速させる必要があります。

県では、これらの社会情勢の変化や第2期復興創生期間後の対応などの新たな課題に対応するため、福島県農林水産業振興計画の見直しを行うこととしております。

本日の審議会では、これまでの取組や計画の進捗状況、指標の見直しに加え、前述の計画の見直しについて、御審議いただきたいと考えております。

委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見、御助言を賜りますようお願いいたします。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

沖野農林水産部長は所用により、ここで退席させていただきます。

それでは、お手元の資料の御確認をお願いいたします。

お手元の「配布資料一覧表」を御覧ください。

本日の審議会の資料は、「次第」、「出席者名簿」、「座席表」、「森林審議会委員名簿」、「資料1」から「資料4」まででございますので、御確認をお願いいたします。皆様お揃いでしょうか。

なお、県側の出席者でございますが、次第の次のページにございます「出席者名簿」を御覧願います。リモートにて参加している職員については、氏名に下線を入れております。

それでは、次第4の委員の出席状況について、御報告させていただきます。

「福島県森林審議会出席者名簿」を御覧ください。

リモートにて参加いただいている委員は、出席者名簿の氏名に

	<p>下線を入れており、五十嵐乃里枝委員、高木 鉄哉委員の2名がリモート参加となっております。</p> <p>また、本日、阿部恵利子委員、遠藤忠一委員、今野万里子委員、鈴木謙司郎委員、星 學委員、村越のぞみ委員の 6名から欠席の御報告をいただいております。</p> <p>以上、委員総数15名のところ、9名の出席となっており、福島県森林審議会規程第4条に定める、委員の過半数の出席を得ておりますので、当審議会は有効に成立しております。</p> <p>それでは、次第5の議事に移らせていただきます。</p> <p>福島県森林審議会規程第5条により、会長が議長となりますことから、藤野会長に、議事進行をお願いいたします。</p> <p>それでは、藤野会長よろしくをお願いいたします。</p> <p>委員の皆様御協力をお願いいたします。</p> <p>はじめに、審議会規程第7条第2項により議事録署名人を2名指名いたします。</p> <p>古関恵子委員 と 田子英司委員 によろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは議事(1)「福島県農林水産業振興計画の進行管理について」、事務局から説明願います。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>農林企画課長の荻野と申します。よろしくお願ひします。</p> <p>振興計画の進行管理につきまして、資料1-1から1-3を使って説明をさせていただきます。</p> <p>まず、資料1-1を御覧ください。こちらは農林水産業振興計画の概要版となっております。令和4年から12年の9か年を期間とする長期計画でありまして、毎年度、進行管理を行うこととなっております。進行管理の方法につきましては、1番最後のページ19ページをお開きください。下段の2、計画の進行管理の2つ目と3つ目の矢印となりますけれども、毎年度、各種施策の進捗や成果を点検評価し、それを元に、地方において意見交換を行い、さらに、本日の審議会での議論を踏まえ、翌年度の施策の基本方向を策定公表し、実行するというものでございます。つまり、毎年度、PDCAサイクルをきちんと回すことで、進行管理をしているということでご</p>
<p>農林企画課長 (荻野課長)</p>	<p>農林企画課長の荻野と申します。よろしくお願ひします。</p> <p>振興計画の進行管理につきまして、資料1-1から1-3を使って説明をさせていただきます。</p> <p>まず、資料1-1を御覧ください。こちらは農林水産業振興計画の概要版となっております。令和4年から12年の9か年を期間とする長期計画でありまして、毎年度、進行管理を行うこととなっております。進行管理の方法につきましては、1番最後のページ19ページをお開きください。下段の2、計画の進行管理の2つ目と3つ目の矢印となりますけれども、毎年度、各種施策の進捗や成果を点検評価し、それを元に、地方において意見交換を行い、さらに、本日の審議会での議論を踏まえ、翌年度の施策の基本方向を策定公表し、実行するというものでございます。つまり、毎年度、PDCAサイクルをきちんと回すことで、進行管理をしているということでご</p>

ざいます。

次に、資料1-2を御覧ください。こちらは今ほどのPDCAサイクルの流れを整理したものでございます。中段の部分ですが、8月に前年度の実績と今年度の基本方向、いわゆる計画について、県内7地方での意見交換会、そして、本日の審議会で県民の皆様の意見を広く伺って、その意見等をもとに、事業を構築し、4月に農林水産業施策の基本方向策定公表、そして同時に、前年度の実績を取りまとめ、指標の評価を行い、8月に当該年度の基本方向、いわゆる計画と前年度の実績をもとに意見交換をするということをサイクルさせて行っております。

次に、資料1-3を御覧ください。これが今年度の施策の基本方向となります。左側に今年度重点的に取り組む施策、右側にそれを進めるための主な事業を記載しております。

林業関係ですと、6つある施策の展開方向のうち、上段の復興の加速化では、4つ目の丸でございますが、引き続ききのこ原木林等の再生と、将来における原木の安定供給に向けた広葉樹林の再生を図るための取組を支援することとし、右側でございますが、広葉樹林再生事業を展開することとしております。

中段の担い手の確保育成、5つ目の丸ですが、これも引き続き、森林再生や林業木材産業の成長産業化の実現に必要な林業人財育成のための研修を実施することとし、右側でございますが、林業アカデミーふくしま運営事業を展開することとしております。

下段の生産基盤の確保・整備と試験研究の促進では、1番下の丸でございますが、ものづくり活動等に使用する、花粉の少ない苗木の育成配布やモデル的に行う植栽の支援を行うこととし、右側ですが、花粉の少ない森林づくり事業を展開することとしております。

裏面に移りまして、上段の流通・販売戦略の実践では、1つ目の丸でございますが、しいたけなど、産地における安全性確保の取り組みを客観的に説明できる第三者GAP等の導入を推進することとして、第三者認証GAP等取得促進事業を充実させて展開することとしております。ちなみに、今年3月末で19経営体において、きのこでGAPを取得しております。

3段目の活力と魅力ある農山漁村では、1つ目の丸でございますが、林業経営の効率化と森林管理の適正化に向けた、地域林政アドバイザーの活用を支援することとし、新たに地域林政アドバ

森林計画課主幹  
(眞壁主幹)

イザー活用支援事業を立ち上げ展開することとしております。また、最後の丸ですが、山地災害から県民の生命・財産を保全するため、荒廃林地の復旧等の治山事業を展開することとしてしております。(1)の説明は以上となります。

森林計画課の眞壁でございます。続きまして森林林業における福島県農林水産業振興計画の進行管理について御説明をさせていただきます。まずは資料1-4を御覧ください。

令和6年度に取り組んだことを振興計画の第4章の節ごとにまとめております。なお、赤で囲ったものが森林林業関係の箇所で、白の具体の取組は振興計画の記載を抜粋しており、それぞれに計画書のページ番号を左肩のところに付しております。これに対する令和6年度実績を黄色の箇所に記載しており、主な内容について御説明させていただきたいと思っております。なお、それぞれのページの右下の灰色の部分がページの番号となっております。

1ページの第1節、東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化において、左の欄の生産基盤の復旧と被災した農林漁業者への支援として、森林整備と放射性物質対策を一体的に行う取組、ふくしま森林再生事業となりますが、こちらを1,443ha 実施いたしました。

2ページを御覧ください。第2節、多様な担い手の確保・育成では、右側の上の、林業担い手の確保・育成として、林業アカデミーふくしまにおいて、短期研修を12講座実施し、141名が受講するとともに、14名が長期研修を修了して、県内事業体へ就業しております。

3ページになります。第3節 生産基盤の確保・整備と試験研究の推進では、右上の、林業生産基盤の整備として、効率的な森林整備のため、10市町村13路線で林業専用道を整備するとともに、森林作業道を196km整備いたしました。

4ページをお開きください。第4節の、需要を創出する流通・販売戦略の実践では、消費拡大と販路開拓として、右の未利用材等の利用促進するため、間伐等で発生した林地残材の運搬経費を3万トン分支援しました。

5ページの第5節、戦略的な生産活動の展開では、左側の産地の生産力強化として、森林クラウドシステムを運用し、市町村等と森林情報を共有しております。

6ページをお開きください。第6節の活力と魅力ある農山漁村の創生では、左上の意識醸成と理解促進として、第7回ふくしま植樹祭をいわき市で開催したとともに、その下の快適で安全な農山漁村づくりとして、治山ダム等の施設整備を53地区で実施いたしました。

続きまして、資料1の5を御覧ください。第1節から第6節までの各施策における指標の評価について御説明させていただきます。上の表は、左から計画書第4章の施策の展開方向、指標数、評価を記載しております。評価は目標に対する実績の比率で、Aが達成率100%、Bが達成率80%から99%、Cは70%から79%、Dは70%未満の4段階に区分しております。森林林業に関連する指標としましては、指標数の合計欄を御覧ください。指標は12ございます。そのうちの5つの指標、全体で41.7%に当たりますが、こちらがA評価となっております。また3つの指標が全体で25%を占めておりますが、B評価となっております、おおむね計画どおりに進んでおります。評価分析の概要を下にまとめておりますが、個別の指標ごとの実績等につきましては、次の資料1-6で御説明いたします。

資料1-6を御覧ください。この表は、森林林業関係の12の指標について、左端から農林水産業振興計画の節、項、指標の番号、指標名、計画策定時の現況値、令和6年度取りまとめとしまして確定している直近の実績年度とその横の上段下段で、下段の目標値に対する上段は実績値、目標年度である令和12年度の目標値、評価、現状分析と今後の見通し、課題、今後の取組等の順にまとめております。主な指標について御説明いたします。まず、1番上のナンバー3、森林整備面積は、令和6年度の目標6,700haに対し、実績は4,583haで、評価はDでした。東日本大震災等の影響により、森林整備面積は震災前の半分程度にとどまっており、近年は漸減傾向で推移しております。今後は、主伐の適期を迎える森林の増加に伴い、主伐後の再造林を推進していく必要があります。課題としましては、森林整備事業の予算確保や労働力不足などが挙げられ、今後は国庫補助事業等の予算を確保して森林整備を行う林業事業者を支援するとともに、主伐再造林の推進や一貫作業システムによる低コスト化などに努め、また、林業アカデミーふくしまの長期研修等を通じた、新規林業就業者の確保、育成に取り組んでまいります。

ナンバー14、新規林業就業者数につきましては、令和6年度の目標140人に対し、実績は111人で、評価はCでした。林業アカデミーふくしまの取組等により、令和3年度から4年連続で100人以上となっておりますが、充実した森林資源の活用をより一層進めていくためにも、引き続き次代を担う林業従事者の確保が必要です。今後は、学校・地域での普及啓発や情報発信強化、林業アカデミーふくしまの研修内容の充実等に取り組むとともに、新規就業者の就業後の定着支援にも取り組んでまいります。

ナンバー23、木材(素材)生産量は、令和4年の目標111万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>に対し、実績は104万7,000m<sup>3</sup>で評価はBでした。令和4年は、ウッドショックによる外国産材の輸入量低下により国産材の引き合いが増加したことが生産量に影響したものの、前年度から生産量は横ばいの状態となっております。今後は利用期を迎えた森林資源を循環利用し、素材生産量の拡大を図るため、高性能林業機械の導入による生産基盤の強化や、木材加工流通施設の整備等に引き続き取り組んでまいります。

ナンバー43、林業産出額は、令和5年の目標124億円に対し、実績は133億5,000万円で、評価はAでした。木材生産部門は、製材用素材の価格低下等により、対前年7%の減であったのに対し、栽培きのこ生産部門は、価格が堅調に推移したこと、生しいたけの生産量増加により5%の増であり、トータルで3.9%の減となっております。きのこ生産量は震災前の8割程度しか回復しておらず、また、生産資材が高騰しており、生産者の負担となっております。木材需要においては、再生可能エネルギー導入による木質バイオマス発電燃料チップの需要が高まっている状況でございます。そのため、今後も引き続ききのこ生産再開や生産資材購入に係る支援、生産規模拡大を目指す事業者の支援等に取り組んでまいります。

裏面を御覧ください。ナンバー54、森林経営計画認定率は、令和5年度の目標24%に対し、実績は12%で評価はDでした。復興事業を優先する必要があり、森林経営計画に基づく森林整備の取組が遅れている事業者があり、また、境界不明瞭や所有者不明の森林があるなど新たな計画作成の支障となっている状況も見られるため、今後は林業事業者が計画を作成しやすいように、研修会開催による作成支援を行うとともに、国の補助事業を活用しながら、境界明確化や森林所有者探索等の取組を支援してまいりま

	<p>す。</p> <p>ナンバー55、森林経営管理権集積計画の作成面積は、令和5年度の目標1,440ha に対し、実績が576ha で評価はDでした。令和元年度から開始しました市町村が取り組む森林経営管理制度、こちらは森林所有者が自ら管理できない森林を市町村が代わって管理する制度となっておりますが、この制度において、森林所有者の意向確認を行った後に、作成することとなる計画となっておりますが、県内のほとんどの市町村が様々な理由で意向調査やその準備段階にとどまっている状況でございます。今後は意向調査が完了した1万5,388ha について、順次、集積計画作成段階へ進むよう、農林事務所による技術支援や県事業等の活用により、市町村を支援してまいります。</p> <p>ナンバー68、治山事業により保全される集落数は、令和6年度の目標1,124集落に対し、実績は1,129集落で評価はAでした。治山事業による治山施設の設置が着実に進んでおり、今後、事業者が入札に参加しやすいように、早期発注や、きめ細やかな設計積算に努めてまいります。</p> <p>資料1-7を御覧ください。こちらは各地方の施策指標一覧で、全ての地方において森林整備面積を指標としております。それぞれの指標の達成状況や評価等につきましては、後で御覧頂ければと思います。</p> <p>その次の資料1-8を御覧ください。こちらは、県内7地区での農林水産漁業者等との意見交換会における主な意見と県の考え方をまとめたものとなっております、森林林業関係を抜粋しております。なお、意見交換会は、今年7月から8月にかけて開催され、合計168の御意見を頂き、そのうち森林林業に関するものは、こちらに記載の26件となっておりますので、こちらも後で御覧頂ければと思います。御説明は以上です。</p> <p>ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありましたが、皆様から御意見、御質問がありましたら、自由にお受けしていきたいと思っております。どなたからでも結構でございます。</p> <p>鈴木委員、お願いいたします。</p> <p>先ほどの御説明の中で放射能関係の話がありましたが、今現在、事故当時と比べてどの程度改善されているのかということをお</p>
--	--

議長  
(藤野会長)

鈴木委員

	聞きしたいと思います。
議長 (藤野会長)	はい。事務局のほうでお願いしたいと思いますがいかがですか。では森林計画課お願いいたします。
森林計画課長 (鈴木課長)	森林における環境放射線モニタリングを、空あるいは地上から、継続して実施しております。今現在の平均値は、23年当時に比べ空間線量82%減の、0.16mSv/hrとなっております。
議長 (藤野会長)	よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。 では豊田委員お願いいたします。
豊田委員	資料1-3に広葉樹林再生事業に関連して、最近ナラ枯れ病というのが流行っており、大きいナラほど枯れてしまうのですが、これに対する対策は何か行っているのでしょうか。
議長 (藤野会長)	はい。ナラ枯れ対策ということだと思いますけれども、事務局のほういかがでしょうか。はい。森林保全課長お願いいたします。
森林保全課長 (高原課長)	ナラ枯れにつきましては、本県では平成12年に西会津町で確認されて以来、増え続けており、令和6年度におよそ1万5,000超m <sup>3</sup> の被害量が発生して、これまで最大の被害量となっております。県の対策としましては、福島県森林環境税を活用し、里山林保全対策事業という事業を実施しておりますが、その中で、予防と駆除という二つの対策を実施しているところでございます。この1万5,000m <sup>3</sup> の被害量に対して全量駆除はできていない状況ではございますが、公益的機能の高い森林や人が集まる森林、そういうところで優先的に対策を行っているところでございます。
議長 (藤野会長)	ほかにいかがでしょうか。 では関委員お願いいたします。
関委員	資料1-6の指標一覧表の担い手の確保について、今後の取組と今後の取組等の中で、新規林業就業者の確保に向けて、学校・地域での普及啓発や情報発信の強化により、とありますが、具体的にどのようなことを考えていらっしゃるのか教えていただけたらと

<p>森林計画課長 (鈴木課長)</p>	<p>思います。</p> <p>新規林業就業者の確保ということで、学校・地域での普及啓発や情報発信の強化について書かせていただいておりますが、取組としては、林業アカデミーの普及として、高校48校にPRで訪問し、林業という職業について御説明させていただいております。それと、情報発信として、林業アカデミーのホームページや森林計画課のInstagramによりPRをしているところでございます。</p>
<p>関委員</p>	<p>ありがとうございます。前も申し上げたかもしれませんが、是非高校だけでなく小・中学校でも、林業という職業を知ってもらおうということで、何らかのアピールができればいいかなと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
<p>森林計画課長 (鈴木課長)</p>	<p>一つ補足よろしいでしょうか。</p> <p>小中学校に対しては、県の環境税事業により森林環境学習を実施しており、昨年度は約370校において取り組んでいただいております。森林環境学習を通して、子供たちが自然に興味を持ち、あるいは樹木に興味を持ち、林業に興味を持っていただく、そのように広げていければと考えております。</p>
<p>関委員</p>	<p>森林環境学習の際は、職業としての林業という視点を加えていただけたらと思います。</p>
<p>森林計画課長 (鈴木課長)</p>	<p>御意見ありがとうございます。できるだけ反映できるようにしていきたいと思っています。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>私のほうから1点補足させていただきます。私はアカデミーの運営委員もやっており、高校に対してのPRをもう少しできないかという話が出てきております。アカデミーは今年度、定員割れをしております、原因は何だろうという話を委員の中でも言っていたのですが、学校に対して県職員が出向いて、先生にいろいろお話をするんですけども、担当になった先生には伝わるんですけども、その先生から校内のほかの先生に話が伝わっていないですとか、生徒に伝わっていない場合があります。頻繁に県職員がPRに行ってるはずの学校でも、ほかの先生へ話を聞いたら、林業の学校がある</p>

	<p>んですか、と言われるぐらいなので、その学校の中で話を広げる方法というのを何か関委員の方でアイデアがあれば少し御助言いただけるとありがたいと思うんですけども、そういう学校の仕組みと いいですか、担当の先生はよく分かっていたんですけども、その話を例えば高校の中に広めるために、何かいい方法はあるのでしょうか。</p>
<p>関委員</p>	<p>やはり職業関係の授業とかあると思いますので、その職業の方を呼んで話するような場っていうのを、担当されている先生ですか、小中学校でも、そういう担当の方いらっしゃいますので、そこで具体的な職業の話をアピールしてもらおうとか、林業アカデミーの方が話せる方に行っていて話せるような場を作ってもらおう、そういう講座、講演会とか、そういう形のものをつくっていただけるように、PRしてもらえたらどうかなと思います。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>ありがとうございます。今日は森林審議会なので、アカデミーの運営委員会ではないのですが、参考にしていただけるといいのかなと思います。そういうところからPRをどうやってしていくのかわからないかともなっていくんじゃないかとも思います。</p> <p>ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。</p> <p>では田子委員、お願いいたします。</p>
<p>田子委員</p>	<p>資料1-6の指標一覧表で森林整備面積の項目があります。現状分析と今後の見通しのところで今後は主伐の適期を迎える森林の増加に伴い、主伐後の再造林を推進していく必要があると。もっともだとも思います。それから1番右端、今後の取組等というところについても、人工林の齢級構成を平準化し、という項目あります、これも全く同感です。</p> <p>これを目標に今後を進めていかれるということをお願いところで、私がこれから話をするのは100も承知だよ、重々分かっているとされることは、あえて承知の上で話をさせていただきますが、もしかしたら、国の方針や福島県の予算の制約とかいろいろあるかとも思います。御承知のように、いわきに大型製材工場が進出して来年3月に稼働の予定で今工事が進んでいます。いわきで二つの市場の取扱量が約10万m<sup>3</sup>のところ、一社で11万m<sup>3</sup>の丸太を消費するという大型製材工場が進出したとなると、恐らく間伐では</p>

足りないので、皆伐ということが進んでくると思います。木環の杜という名称の会社ですけど、その役員の方々に、皆さん方が進出したせいで、いわきの山が裸になって再造林されてないのがどんどん増えているよってというのは望んでないですよ、ということをお話させていただけば、もちろん望んでないと。皆伐したところに再造林ということになるのですが、再造林は地ごしらえをして植えれば終わりではないというのは皆さんも重々承知だと思います。ただ、今現場では、植付け後3回までは下刈りの補助を無条件で対象になります。4回目以降については、写真判定で、必要なか必要でないのか判定をして、必要だと認められたものだけは補助の対象になりますという仕組みで今、現場は動いております。これは、森林所有者も、森林組合員も、県の出先の担当も非常に困っている。3回で下刈りが終了しました、もうこれで十分木が育ちますという条件であれば、我々も納得なんですけど、いくらエリートツリー等植えたにしても、3年で、3回で、下刈りが終了する山というのは、ごくまれだと私は思っています。現場を長年見てきた立場からすると。そうすると、4回目以降補助の対象になりません、となったときに、全て自力で下刈をやる人がどれだけいるかと。私も100も承知であえて話をさせていただきますが、我々森林組合も民間も、それから、県の皆さん方も知恵を出して、どうしたら、皆伐したところをちゃんと再造林して、その後の保育管理もきちっとできて、将来の林産資源もちゃんと作って、資料の今後の取組のところに記載がありますように、人工林の齢級構成を平準化とは理想だと思います。ただここに書いてはあるけど、現場はそんなに生易しいものじゃないと。是非これは真剣に取り組んでいただきたいし、是非、県としても、考えていただかないと。せっかく大きい受皿が、いわきに進出してきて、おそらく福島県内どころか近県の材も大きく動く可能性があります。これは川上の森林所有者にとっては大変ありがたいことです。ただ、その後の再造林というところを確実にこなしていくのには、これは本当に真剣に取り組んでいかないと、今のもう低レベルの再造林率で災害のもとになるような山がどんどん増えるということは非常に困るなと思っていますので、是非これはもう要望です。お願いします。よろしくお願ひしたいと思います。

森林整備課長  
(宗方課長)

今後、再造林を進めていくにあたって、下刈りなどの保育が重要だということで、人工林の齢級構成の平準化に向けて、真剣に

	<p>取り組んでいただきたいというところについては、県としても重く受け止めております。また、再造林は、間伐に比べて経費的に2倍ぐらいかかり、限られた予算の中で、そこを支援していくところは非常に状況として厳しい部分がございます。</p> <p>そういった中で、今まではふくしま森林再生事業という復興の予算を中心に行ってきましたが、主伐の面積が増えている中で、再造林に対する支援を、国に対し予算の増額を強く要望しているところでございます。</p> <p>あわせて、下刈りの4回目については、現場の状況は分かりませんが、下刈りの省力化も併せて進めなければならないことをご理解いただき、その方法について、出先と一緒に考えながらやっていくところと、御意見あった要望も踏まえて、来年度以降の森林整備事業等の参考とさせていただきたいと思っております。御意見ありがとうございます。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>ありがとうございました。ほかに御意見よろしいでしょうか。先に白岩委員お願いいたします。</p>
<p>白岩委員</p>	<p>資料1-6の栽培きのこ生産量A評価の中で、これは原木しいたけとおが粉等での菌床しいたけそれぞれのしいたけの生産量の合算になるかとは思いますが、大体、原木しいたけ何%、菌床しいたけ生産何%、分かりましたら教えてください。</p> <p>あと、もう1つですが、今現在、しいたけ原木が出荷停止ということで阿武隈地域は以前すごく良い質のしいたけ原木を出荷していましたが、今現在、しいたけ原木で販売できる木がそのまま手つかずになってしまい、太くなってしまって、しいたけ原木には向かないような木がたくさんあります。でもここで伐採すればあと何年か後にまたしいたけ原木として、出荷できますよっていうような見通しの話がありましたら、ぜひ教えてください。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>2点あったかと思いますが、事務局のほういかがでしょうか。では林業振興課お願いします。</p>
<p>林業振興課長 (酒井課長)</p>	<p>しいたけのお話でしたが、ここで言う5,400トンの中には、しいたけ、なめこ、その他、ひらたけ、えのき等、人工栽培で生産して</p>

<p>森林整備課長 (宗方課長)</p>	<p>いるものが全て入っていて、5, 400トンでございます。</p> <p>その内、しいたけだけ切り出してみると、今電卓がないので割合を計算できないのですが、原木しいたけの生産量は80トン。菌床しいたけのほうは3, 400トン、その割合になっております。</p> <p>先ほど白岩委員から御説明ありましたように、今まではしいたけ原木として適正な太さで切って、それを使い、切られた木からは根株から新しい芽が出て、それを萌芽と呼ぶのですが、それを太くしながら20年サイクルでまわしていましたが、今、しいたけの原木が使えない中で、太くなっていくものについてどうされるんでしょうかっていう御質問だったと思うんですけども、そこについては、復興の予算である広葉樹林再生事業の中で、太くなった森林を伐採し、次の世代の原木林を育てる事業を行っております。</p> <p>もう1つは、その原木がいつになったら使える見通しがあるんだろうかっていうところも御質問あったかと思いますが、現時点では切り株から出た萌芽の放射性物質濃度は、原木として使える基準値を超えているような状況がありますが、先ほど森林計画課長が話しましたように、森林環境モニタリング事業の中でも萌芽の放射性物質濃度について毎年継続的に経年変化を見てございます。</p> <p>放射性物質濃度がどのように推移するかを毎年確認しながら、推移を見極め、原木として使えるか、それが何年後になるかというところは分かりませんが、太くなった森林の再生と放射性物質濃度を測定し確認していく、この2つの取組を進めております。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>ありがとうございます。今現在では明確に分かってないということですね。承知しました。ありがとうございます。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>私も白岩委員と同じことを聞こうと思っていて、私も震災前に原木しいたけ栽培者だったので、この資料1-3の広葉樹再生事業に関心ありまして、今現在どうなっているのかなと思ってお聞きしようと思ったら白岩委員の質問でほぼ完了しているので、納得しています。ありがとうございます。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>分かりました。ありがとうございます。はい。オンラインの方々はよろしいでしょうか。</p> <p>はい、五十嵐委員お願いいたします。</p>

<p>五十嵐委員</p>	<p>先ほどの林業の後継者の関係で、少し申し上げたいことがあるんですけども、林業アカデミーという入り口ができたことで、長期研修の方も各林業事業体に就職をします。しかしながら、なかなか1年以上続かないとか、継続が難しいといったことで、職業として林業をやっていく人がやはり増えない現状もあると思うんですけども、もちろん、それは林業アカデミー終わって就職すればそれぞれの林業事業体に任せるといえるか、そういうことにはなるとは思いますが、その中でも林業の従事者の就業環境を県全体としてこう改善していくといえるか、そういった取組が必要なんじゃないかなと思うんですが、そのあたりについての何かこう具体的イメージはありますでしょうか。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>事務局でいかがでしょうか。森林計画課長お願いします。</p>
<p>森林計画課長 (鈴木課長)</p>	<p>資料1-6の林業担い手の確保・育成、新規林業就業者数の欄の一番右、今後の取組のところを見ていただきたいのですが、五十嵐委員のお尋ねのところの定着という点と考えると、入り口支援というところでアカデミーについて書かせていただいているのですが、第2段落目に、例えば熱中症対策、寒さ対策、作業の効率化ということで、就労環境の整備を行う林業事業体を支援させていただく、例えばそういう防寒着や防護具など事業体で購入される場合には、補助をさせていただいているところでございます。</p> <p>その他、ICT を使った調査、例えばドローンを導入したいという場合には補助させていただくなどの取組を現在しておりまして、環境改善が図れればと考えてございます。</p>
<p>五十嵐委員</p>	<p>はい。その点に関しては本当に事業体としても非常に助かっていると思うんですけども、ここには無いのですが、環境という意味での、つまり伐採の作業員の方の給与について、例えば土木作業の方と比較して同等それ以上の結構難しい仕事といえるか危険な仕事をしなければいけないような状況も多いんですけども、なかなかその伐採作業員としての県の給与の規定っていうか、それがはっきりないですね。それで特殊作業員に準ずるみたいな感じで、現在考えられたりしているんですけども、仕事等の基準として、</p>

	<p>土木作業の特殊作業員並の伐採作業員みたいな、ちょっと工事の準備工みたいな扱いがどうしても多いので、そういったところが公にきちんと位置づけられたらいいなと思っていることと、あと給与体系もやはり定着しないっていうのは、やはり日給制である現場の作業員の方も結構いらっちゃって、そうするとなかなか、給与が十分っていうところに繋がらないというのも、定着しない一つの原因だということも聞いたことがありますので、県でどうするっていうのはちょっと難しいかもしれないんですけども、何らかの支援というか、アドバイスというか、何かそんなものがあつたらいいなという意見なのですが、よろしくお願いします。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>ありがとうございました。事務局のほうでいかがでしょうか。 森林計画課長をお願いします。</p>
<p>森林計画課長 (鈴木課長)</p>	<p>答えになるかどうかというところはあるんですけども、県が発注いたします森林整備の業務委託などでは工事関係と同様の単価を使っている状況でございます。 実際に、現場で働かれる方への給与については、お答えできないんですけども、県としましては森林整備をやるときは土木工事と同じような単価を使って出させていただいている状況でございます。</p>
<p>五十嵐委員</p>	<p>そうだと思います。実際仕事としては危険度が高いということもあるので、そういった認識というのが共有されればいいなと感じているところでした。ありがとうございます。</p>
<p>次長 (平野次長)</p>	<p>森林林業担当次長平野でございます。補足いたします。県あるいは市町村で発注する公共事業的な森林整備につきましては、直接工事費とって、この作業を行うのに1ha どのぐらい人、賃金がかかるかなどの直接的にかかる経費、プラス諸経費という部分を経費としてみてございます。 その中で、明記はしていないですけども、直接工事費の何%となる諸経費という項目に、現場に休憩小屋をつくる費用などの現場管理費が含まれている解釈になってございます。それが実際、現場の作業員にいつているかどうかは、各発注者の現場監督の指導の範疇になろうかと思えます。いずれにしても、現場は暑い中、</p>

	<p>下刈りやるなど、大変な作業でございますので、今後、県又は市町村が発注するものに関しては、現場作業員の安全を確保するよう指導をしていきたいと考えております。</p>
<p>五十嵐委員</p>	<p>やっぱり給与的など、職場環境の安定というのは、やはりそのお仕事を続けるっていう動機にもなるかなということなので、その辺りのことでした。ありがとうございました。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>今のところに関しては、この資料1-6のナンバー15のところ、3年後の全国定着率が70%と、入ったら3分の1ぐらいの人たちは3年で辞めていくというのがありますので、そこをどう改善していくのかという話になってくるかと思えます。</p> <p>これは福島県に限らず、もう全国的な話題となっておりますので林野庁でも、いろいろな対策を講じたり、県庁としても、対策を講じているのかなと思えます。一方で、この指標を見ていきますと全国平均が70%に対して、福島県では55%というところで15%低くなっている。これは、福島県ならではの理由があるのではないのかなと思えます。今この場で理由がどうこうというのはお答え頂けなくてもいいですけれども、今、五十嵐委員からあった御指摘に加えて、福島県ならではの理由というのは、何だろうか。これは多分県内で調べても多分出てこないと思うので、県外の方と話をして今、福島県こういう状況だけれども、おたくの県どうですかとか、おたくの県から見たら福島県ってどう見えていますか、そういうところを見ていただくと、実は福島県で実は非常識なことをやっているみたいなことが、もしかしたら出てくるかもしれないと思えます。もしくは、もう少し根本的な話なのかもしれませんが、震災復興のいろんな工事の方が給料いいので、みんなそっちに取られちゃうという、そこはもうどうしようもない部分かもしれませんが、そこで逃げるだけではなく、もう少し福島県限定のほかの理由というのも少し調査していただく方が、この指標の令和12年度で75%というところを目指しており、かなり高い数値になっておりますので、ちょっと頑張っただけであれば良いかなと思っております。</p> <p>はい。ちょっと時間を取りましたので、第1の議案については、ここまでとさせていただきます。ありがとうございます。</p> <p>続いて、議案の第2号に行きたいと思えます。福島県農林水産</p>

森林計画課主幹  
(眞壁主幹)

業振興計画の見直しについて、事務局から説明をお願いします。

福島県農林水産業振興計画の見直しについて御説明させていただきます。

資料2-1を御覧ください。福島県農林水産業振興計画中間見直し(素案)の概要としまして、今回の中間見直しに至った理由等三つまとめてございます。なおこちらは、今年7月に実施いたしました現地調査の際にバスの中でも一度御説明させていただいておりますが、そのときから一部修正した箇所もございますので、改めて御説明させていただきます。

まずは1\_条例改正内容を踏まえた見直しとして、国の食料・農業・農村基本法の改正及び食料・農業・農村基本計画の改定を受け、県の農業・農村振興条例が改正されたことから、記載の整合等を行うものです。

条例改正のキーワードとしましては、食料安全保障の確保、家畜の伝染病疾病対策などで、この見直しは本森林審議会に直接的に関係するものではございませんので、参考として御覧頂ければと思います。

次の2\_第2期復興創生期間後の対応を踏まえた見直しとしましては、政府が定めました第2期復興創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針や与党の東日本大震災復興加速化のための提言との整合等に留意した見直しを行うもので、こちらの見直しは本審議会に関係しております。

後ほど次のページにおいて詳細を御説明させていただきます。

次の3\_用語・呼称、統計データ等の時点修正等を踏まえた見直しとしましては、この農林水産業振興計画が策定されました令和3年12月以降にできました組織や施設、統計データ等について時点修正を行うもので、こちらの見直しも本審議会に関係してございます。

次のページを御覧ください。

森林林業分野の主な見直しの内容について、こちらで御説明させていただきます。

まずは①第2期復興創生期間後の対応を踏まえた見直しです。こちらは前のページですと2の部分に当たりますが、背景としましては、先ほど御説明しました政府の基本方針を踏まえた記述内容への見直しとなっており、主な変更内容は、帰還困難区域の森林

整備の再開に向けた取組を明記しております。

続きまして、②用語・呼称等の時点修正を踏まえた文言の見直しについては、(1)として、海岸防災林の造成工事がおおむね完了したことに伴い造成後の保育管理について追記しております。

また、(2)として、森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針が国で策定されたことを踏まえ、生物多様性を高める林業経営と持続可能な木材利用の取組推進について追記しました。

(3)としては、福島県2050年カーボンニュートラル実現に向けた気候変動対策の推進に関する条例が本県で施行されたことを踏まえ、森林の若返りとなる植栽等の推進を追記しました。

そのほか、(4)として統計データの更新等を行っています。

資料2-2を御覧ください。こちらは、既に委員の皆様には中間整理案第1稿をお送りし、御覧頂いておりますが、この表は、第1項の修正内容を抜粋して整理した表となっております。なお、委員の皆様から事前に頂いた御意見に基づく修正内容はまだこの表には反映してございません。

資料2-3を御覧ください。こちらは委員の皆様から事前にいただいた御意見等と、県の対応方針案をまとめたものとなっております。上から御説明させていただきます。

ナンバー1の五十嵐委員からの御意見としまして、帰還困難区域における森林整備の再開に向けた取組推進の中の作業員の安全確保について、具体的にどのような施策を考えているのかという御質問がございました。こちらについては、帰還困難区域内の作業員の安全安心の確保のためのガイドラインというものを、国で策定予定としていることから、県では、林業事業者等に対してガイドラインの内容を周知徹底する予定であります。

ナンバー2、今野委員から、同じく帰還困難区域の森林整備に関してです。人が入っていなかった森林では、野生鳥獣との遭遇率も高まり、林業の担い手には安全管理のための対処方法を身につけてもらうことも必要ではないか。浜通りでも熊の分布域が拡大しており注意が必要との御意見を頂きました。こちらについては、環境省が実施した帰還困難区域の野生鳥獣に関する生息域等のデータを林業事業者と共有するとともに、熊の情報収集、提供により遭遇率を減らし、熊鈴携帯等の対処方法の周知徹底を図ってまいります。

ナンバー3、高木委員から、森林経営管理制度の取組に関して

修正の御意見がございました。御意見のとおり修正させていただきたいと思ひます。

ナンバー4と、関連するナンバー5につきまして、高木委員から、林業アカデミーふくしまの記載内容に関して修正の御意見がございました。御提案のあった修正ポイントは2点あると理解しており、まずは1点目としまして、林業アカデミーは既に開校していることから、御指摘のとおり、「新たな」や「開校」という表現は削除させていただきたいと思ひます。また、御指摘のポイント2点目としまして、林業研修という文言の削除等について御意見を頂きました。こちらにつきましては、本県では林業アカデミーふくしまと表現した場合は研修制度を指し、研修施設を表す場合は研修施設林業アカデミーふくしまとすることで使い分けていることから、原案のままとさせていただき、対応方針案の内容に修正させていただきたいと思ひます。

ナンバー6、五十嵐委員から、カーボンニュートラルの取組に関して、具体的な取組内容についての御質問がございました。昨年度の条例改正により、森林整備の推進、再造林の推進が気候変動対策として明記されましたが、ロードマップにおける森林吸収量の目標値である年間130万トンCO<sup>2</sup>量を達成するため、森林整備面積約6,000haの確保に向けて、伐採跡地への再造林などへの支援に取り組んでまいります。

ナンバー7、五十嵐委員から生物多様性を高める林業経営と持続可能な木材利用に関して、具体的な取組内容について御質問がございました。こちらについては、地域森林計画において、必要に応じた溪流沿いや尾根筋での保護樹帯の設定など、生物多様性の保全に配慮した施業方法等を示しているほか、森林経営計画の作成時に林業事業体等に対して技術的な助言を行うことを想定しております。

ナンバー8、今野委員からは、同じく生物多様性に関して、意識醸成を図っていくことも検討したほうが良いのではないかと御意見がございました。こちらについては、生物多様性を高める林業経営と持続可能な木材利用の取組の中には、意識醸成に係る取組を含むと考えてございます。

資料2-4を御覧ください。こちらは中間見直し案第2稿となります。当審議会に関わる部分で、委員の皆様にお送りした第1稿と異なる箇所は、グラフの数字が時点修正されたことと、91ペ

<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>ージになりますが、トピックスとしまして大阪・関西万博の大屋根リングへの福島県産木材活用の記事が追記されています。</p> <p>なお、先ほど御説明しました。資料2-3に係る委員の皆様の御意見等につきましては、こちらの第2稿ではなく、次の第3稿に反映させていただく予定であります。御説明は以上です。</p> <p>ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありましたが御質問、御意見ありますでしょうか。オンラインの皆さんもいかがでしょうか。事前に御覧頂いているというのもあるかと思いますが、ちょっと私から1点だけ、生物多様性に関してなんですけども、これはもう世界的な動きであり、なおかつ国としても非常に今、重要視されていて、この間公表された森林林業白書でも特集としてこの生物多様性が取上げておまして、これから林業分野でも、この生物多様性に配慮した施業というのがどんどん求められていくかと思えます。それで、このように修正が加わるわけですけれども、それを具体的にどう進めていくのか、例えば技術的な指導となったときに、県職員の方が多分指導するってことになると思うんですが、県職員の方も多分生物多様性詳しくないと、思うんですね。それをどうやってプロフェッショナルに、要するに事業体を指導できる立場にまでなる御予定なのか、その計画などなどがあれば教えていただきたいなと思えますがいかがでしょうか。</p> <p>では森林計画課長お願いいたします。</p>
<p>森林計画課長 (鈴木課長)</p>	<p>生物多様性の森林経営管理への関わりというところですけども、国において森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針が出されまして、基本的にそれに基づいて指導していきたいと考えておりますが、会長のおっしゃるとおり、技術的なところ、例えば生物多様性という観点からすれば、我々が通常林業として扱う樹木以外の植物ですとか、あるいは動物という知識も、もしかすると必要になってくるのかと思えます。ただ、完全に我々のほうで全てが全て理解していけるのかというところ辺は難しい点もあるかと思えますので、いろいろなところの協力を得ながら進めていければと今現在は考えているところでございます。</p> <p>また林野庁においても中央研修と言いまして、県職員向けあるいは市町村職員向けという研修機関がございますので、そういったところも活用しながらですね、技術力アップできていければと考</p>

<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>えてございます。</p> <p>ありがとうございます。まず、指導をされる県職員の方がレベルアップしていただき、その方々が現地で、組合なり会社なり林家なり、御指導いただくということになってこようかと思ひますし、研修会を県として開催する、そういうことも出てくるんじゃないかと思ひますので、時間が掛かる話になるので、できるだけ前倒しで頑張っていたければ良いかなと思ひます。</p> <p>はい。ほかにどなたか御意見、はい。では田子委員お願いいたします。</p>
<p>田子委員</p>	<p>ただいまの藤野会長のお話に関連するんですけど、これ生物多様性ってよく最近使われます。大事な視点だともちろん思ひますけど、福島県内でこれを進めようとするときに、どっちかというと林業経営っていうと人工林を対象に考えていた気がします。ただ、今これだけ熊の被害であるとか獣害がというときに、会津方面のあれだけの広葉樹林があると。先ほど説明がありましたように里山とかでは対応している部分もあるんですけど、積極的に広葉樹林の中に入り込んでの森林整備というところは、比較的少なかったかなあと。大径化したナラがカシノナガキクイムシでかなりの被害を受けているという現実があるとすると、本当にこの生物多様性というところを福島県として進めなきゃならないと思ひますれば、やっぱり今までと違った視点、今までと違ったアプローチの仕方も、ぜひ考えていただけたらと思ひます。それは、そこに住んでいる方々の安心安全にも繋がりますし、一方、野生の鳥獣が安心して餌もちゃんと確保できて山の中で生活できる、そういう環境を整えるということもやっぱり必要なかなと思ひますので、これもお願いになりますけど、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>はい。事務局のほうで何かコメントなどございますか。はい。分かりましたありがとうございます。</p> <p>私のほうから1点だけ。田子委員の方から、生物多様性について広葉樹の話とおっしゃったんですけども、実は人工林の中でも生物多様性を高めてくださいという話になっています。例えば、人工林の中に、たまに大きな木が残されているんですね、それは</p>

多分50年前、70年前に、おそらく広葉樹を残しておられた、それを、例えば皆伐しますってなったときに邪魔だから切っちゃうっていうことはやめて、その木を残しておきましょう、そうするとその周りには広葉樹がまた少し広がりますよね、それが広がってくると鳥が来ます昆虫が来ます。そこで生き物が増えますよねというお話なので、私も人のことあんまり言えないですが、知っている木ってスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、ザツなんですよ。今までの林業はこれで良かったですけれども、このザツという木はありませんので、コナラならコナラ、ケヤキならケヤキというように、伐採する現場の方がこれはこういう木だから残しておこうとか、この木は大切けれども、ちょっと作業には邪魔だから、伐ろうと。伐るのは仕方ないんですけれども、ちゃんと分かった上で伐らないとも、ザツは伐ろうというのが多分今までの林業だったので、これが世界的な流れではもう立ち行かなくなってきつつありますので、大分ですね、今までの林業の考え方を変える、黒船が来たと思っていただく方が良いんじゃないかなと思います。

はい。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今後この資料で反映されていく部分も出てこようかと思っておりますので、それを御覧頂ければ良いのかと思っております。

また、それらも含めまして、今、皆さんに見ていただいているものが最終版というわけではないんですけれども、今後のスケジュールの中で皆さんにまたこうやって集まっていただく機会がそう多くとれるわけではありませんので、今後につきましては私と事務局のほうで、細かい文言については調整させていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長  
(藤野会長)

はい。ありがとうございます。ではそのようにさせていただこうと思います。

続きまして、議事の3に移りたいと思います。

福島県農林水産業振興計画に係る今後の流れについて、事務局から説明をお願いします。

<p>森林計画課主幹 (眞壁主幹)</p>	<p>資料3を御覧ください。四角で囲った場所になりますが、本日、10月17日第2回森林審議会で御審議いただいております。当審議会のほか、農業振興審議会、水産業振興審議会においても御審議いただいております。そのあと11月上旬に3つの審議会の意見、結果を反映しました整理案第3稿を作成し、パブリックコメントや関係団体への意見照会を実施した後、12月上旬に整理案の第4稿及び答申案を作成して、各委員の皆様にお送りさせていただきます。さらに、12月中旬にまた四角で囲った箇所、第4回森林審議会を開催させていただき、振興計画最終整理案第5稿について御審議いただくとともに、答申案を御検討頂き、1月に会長から県へ答申をいただく予定でおります。</p> <p>なお、3月に福島県農林水産業振興計画の見直しを完了し、公表する予定でおります。また、上に戻りまして、括弧書きの部分、11月下旬の部分でございますが、第3回の森林審議会を開催させていただきまして、今回とは別の議題となりますが、地域森林計画案について御審議頂く予定でおります。以上が今後のスケジュールとなっておりますが、御説明しましたとおり、年内にあと2回森林審議会を開催する予定のため、委員の皆様には度々お集まり頂くこととなります。特に第4回審議会は12月ということで、年末のお忙しい時期となります。そのため、事務局からの御提案でございますが、パブリックコメントの結果、森林林業に関して、大きな修正がなかった場合は、第4回審議회를皆様にお集まり頂くのではなく、書面での開催とさせていただくのはいかがかと考えてございますので、恐れ入りますが、この点も含めまして御審議頂きますようお願いいたします。御説明は以上です。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>ありがとうございました。事務局から説明のありましたとおり、今後、福島県農林水産業振興計画はパブリックコメントなどを経た後に、改めて審議させていただきたいと考えておりますが、開催方法につきまして、12月の中旬に第4回森林審議会と書かれておりますが、おそらく現スケジュール的には下旬、20日過ぎになってくると、ちょっと皆さんがお集まり頂くのは難しいかなと考えておまして、事務局からも御提案のあったとおり、書面で、こういった意見がありますというふうにさせていただければ、と思っておりますが、皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p>

各委員	異議なし。
議長 (藤野会長)	<p>それでは、第4回の年末の審議会につきましては、パブリックコメントの結果、大きな変更等がない場合は書面開催とさせていただきたいと思います。また、その次、年を明けて答申を行うんですけども、農林水産部長に今、手渡しをするのかどうなのかというところは、まだ決まってはいないのですが、その辺りの答申方法も会長のほうに一任させていただければと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
議長 (藤野会長)	<p>ありがとうございます。ではそのようにさせていただこうかと思えます。</p> <p>次に、議事4、報告事項の前に、令和7年6月30日の一部改選に伴い、森林保全部会委員が1名欠員となっております。森林保全部会の委員については、「福島県森林審議会森林保全部会規程第2条および第3条」に定められておりますので、規程に基づき指名させていただきます。星學委員にお願いいたします。</p> <p>では、改めまして議事4、報告事項になります。</p> <p>「森林保全部会の報告について」田子部会長から説明をお願いします。</p>
森林保全部会長 (田子部会長)	<p>それでは、私から前回の森林審議会以降に開催いたしました令和7年度第1回森林保全部会の審議結果について、福島県森林審議会森林保全部会規程第11条に基づき、報告をさせていただきます。</p> <p>資料4を御覧ください。令和7年度第1回森林保全部会は、令和7年8月27日に開催をいたしまして、委員7名全員が出席をいたしました。審議の内容は、令和7年8月21日付け、7森第1825号で知事より諮問ありました日本工機株式会社による、工場倉庫等の建設に係る林地開発案件1件についてでありました。審議の結果、当該案件は林地開発の審査基準を全て満たしていることから、適当と認める旨、令和7年8月27日付7福森保第2号により、知事に答申をいたしました。以上をもちまして森林保全部会の報告と</p>

<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>させていただきます。</p> <p>ありがとうございました。森林保全部会の報告をいただきました。それでは、以上で本日の議事が終了となりますが、皆さんから何かございますか。</p> <p>田子委員、お願いいたします。</p>
<p>田子部会長</p>	<p>ただいま森林保全部会の報告をさせていただきましたが、皆さん御承知のとおり今、福島市の太陽光発電に関して、いろいろニュースになっております。実は私自身、部会の一員として、その林地開発の審議に参加していた1人でございます。当時、今のようなことが起きるといことは、私自身も申し訳ありませんが想定できていなかったんですが、不安はありました。というのは、パネルの枚数と、1枚当たりの面積を単純計算したときに、27万㎡だったんですね。そのパネルの総面積が、27町歩です。27町歩のパネルを設置することによって、異常気象による大雨等が降ったときは、ちょっと心配だなと思っておりましたが、ただ、県の規定、例えば、30年確率や50年確率の雨量の規格であるとか、それらの基準を満たしているの、県は認める、保全部会としても認めるということになったんですけど、今、こうして実際設置されて社会問題になっているという現状を踏まえたときに、保全部会としても、今まで以上に、慎重に審議をしなきゃならないと思いつつ、それから県の皆様方におかれましても、基準はあります、だけど、その基準を満たして、なおかつこういうことが起きたということで、それは同じことが繰り返されるようなことのないように、これは我々保全部会の一員それから森林審議会のメンバーとして、やはり考えていかなきゃならないと感じたものですから、余計なことですが一言お話をさせていただきました。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>ありがとうございます。それでいうと、私の名前で知事に答申をしておりますので、この審議会として誰が責任者ですかということになるわけですね、何社かマスコミから問合せも来たりしてお答えはしているんですけども、杓子定規な言い方になるんですが、法令でいうと、基準を満たしていたら許可をしなければならぬとされているので、気分的には嫌だなと思っていても許可しないといけない。拒否できません。今回その基準を満たしておりました。福島</p>

	<p>市のこの件については、この審議会がどうこうというよりは、福島県外の人間なのであまり感覚はなかったんですが、おそらく福島市のシンボルとなるような、目立つところにできてしまったので、大きな問題になったのかと思っております。福島県内ほかのところでは、もっと開発が行われていますけれども、今まで何にも問題になってこなかったと思います。福島市で見えるところから話題になったという部分もありまして、森林というのは、一義的に言うと森林所有者のもので、どう処分しようか、まずは森林所有者の勝手でしょうというのが1つあります。ただし、森林は公共的な立ち位置がありますし、景観を形成する要素ですので、その部分が、所有者側と市民側で大きな認識の違いがあったのではないのかなと思います。これは日本全国であって、無くなって初めて分かるという部分があるかと思いますが、起きてしまったものは仕方がないので、この計画の中にも森林を守る意識醸成という項目なんかもあったと思いますが、森林関係者以外ですね、関わっていない人たちにもっと森林のことをどんどん知ってもらおうということをやっていく必要があるのかなと思います。この計画期間内は、今の計画どおりで良いと思うんですが、その先を見据えて、ちょっと思い切った、全然違うことをやってみるのも良いんじゃないのかなと思います。ちょっとここで県の方からっていうとまた大変になりますので、そういう意見があったということだけ心にとめていただきまして、新たないろいろな対策を考えていただければと思います。多分この話をするだけで多分1回本審議会ができるぐらいだと思いますので、議事録を取るような場ではないところで、お話ができるほうが良いかと思っております。</p> <p>はい。ほかに何か御意見ありますでしょうか。</p> <p>では鈴木委員お願いいたします。</p>
鈴木委員	<p>確認ですけれども、資料3のスケジュールで令和7年11月下旬に第3回の森林審議会とありますが、この前、11月13日の案内がきているんですけど、そのことでしょうか。</p>
森林計画課主幹 (眞壁主幹)	<p>申し訳ございません。後ほど、その他の部分で御説明しようと思っておりますが今、御説明させていただきたいと思います。次回開催の予定でございますが、先日、第3回森林審議会については13日に開催予定とお知らせしておりましたが、恐れ入ります11</p>

	<p>月28日に変更して開催を予定しております。なお後日、森林審議 会長から文書で御案内させていただきたいと思っておりますので、御確 認頂ければと思います。よろしく申し上げます。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>ほかに皆さんいかがですか。よろしいですか。 では次長お願いいたします。</p>
<p>平野次長</p>	<p>私の方から2点、お伝えしたいと思います。 まず1点目は、今回長く御審議いただいた振興計画の中間見直 しについてでございます。本日皆様のほうから様々な御意見頂き ました。これから主伐・再造林が重要だという点や、生物多様性あ るいは林業の担い手について大切だという御意見をいただきました。 今後、資料3でも説明しましたように、現況を把握しながら、中 間見直しの案という部分を作成していきたいと考えております。 あと2点目ですが、最後に御意見がありました林地開発関係で ございます。会長がおっしゃっていただいたとおり、森林法という 部分の法律の範囲内、というところで審査してございます。森林法 に則った形で進めざるを得ないという部分が多々ございます。一 方で、様々な御意見が市民団体の方からもあるというのは承知して おります。いかにしてバランスをよくとるのかという部分が大切かと 思いますが、いかんせん行政のやることでございますので、法律 に則った形で今後も進めてさせていただければと考えてございま す。以上でございます。本日ありがとうございました。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>ありがとうございました。よろしいでしょうか。では以上で本日の 議事、終了しまして議長の職を解かせていただきたいと思います。 司会にお戻りたいと思います。</p>
<p>司会 (野崎総括主幹)</p>	<p>藤野会長ありがとうございました。また、委員の皆様には長時間 にわたりまして御審議頂き、誠にありがとうございました。 それでは次第の6 その他に移らせていただきます。連絡事項 について事務局よりお願いいたします。まず資料配りしますので 少々お待ちください。</p>
<p>森林計画課主幹 (眞壁主幹)</p>	<p>事務局から事務連絡等をさせていただきたいと思っております。 配布しました資料は、先ほど決まりました「森林保全部会委員名</p>

簿」「森林審議会委員名簿」となります。

続きまして2点御連絡がございます。

1点目は、資料4の最後に、こちらの福島県森林環境税からふくしま森林づくり県民税という、カラーのペーパーが一部付いているかと思えます。福島県森林環境税についてお話しさせていただきたいと思えます。

今年度第1回森林審議会において、令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方について、森林審議会から答申をいただいたところでございますが、先日開催されました県の9月議会で、福島県森林環境税条例の一部を改正する条例が議決となり、課税期間を令和13年3月31日まで、5年間延長するとともに、税の名称を令和8年度からは、ふくしま森林づくり県民税へ変更することが決まりました。ここに至るまで委員の皆様には度々御意見等をいただきまして誠にありがとうございました。県では引き続き2つの基本目標に基づき、適正な事業執行に努めてまいりたいと思えます。

2点目は、本日の議事録についてです。議事録につきましては、整理の上、御発言頂きました各委員に御確認を頂き、議事録署名人の署名後、写しを全員お送りいたします。なお、議事録は福島県森林計画課ホームページで公表いたしますので、御了承願います。事務局からの事務連絡は以上でございます。

司会  
(野崎総括主幹)

それでは以上をもちまして、福島県森林審議会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。